

## 2 不在者投票指定施設における不在者投票

(県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院(介護老人保健施設を含む)・老人ホーム・身体障がい者支援施設・保護施設に入院・入所している方)

- 都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院(介護老人保健施設を含む)・老人ホーム・身体障がい者支援施設・保護施設については、その施設内において不在者投票を行うことができます。
- 現在、入院又は入所中の病院又は施設が指定施設の場合は、病院又は施設に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

※ なお、投票の日程などについては、入院・入所者と病院や施設との間で十分打ち合わせをお願いします。